

補装具費支給制度における種目（姿勢保持分野）の構造に関する調査研究

研究分担者 白銀 暁 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器臨床評価研究室長

研究要旨

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、厚生労働省の平成 24 年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成 26 年度の補装具評価検討会においても議論されている。現在、これらの課題に対応する制度の見直しが求められている。車椅子、座位保持装置等を含む姿勢保持関連補装具では、関連する種目の数などによるわかりにくさが過去の調査で指摘されており、平成 27 年度に実施した本研究調査でも同様の結果が得られている。また、その他の難しさを感じる点として、地域差や小児への対応等が挙げられ、さらに詳細を調査して、慎重に検討する必要があると考えられた。本研究では、それを受けて、制度の見直しに必要となるより詳細な情報を得るため、姿勢保持関係補装具費支給に関わる現場の実態把握と、問題点の整理とを行うことを目的として、現場に従事する専門職等を対象として聞き取り調査を実施した。その結果、その結果、姿勢保持関連補装具に対する適合判断の難しさや、今後の課題等を把握することができた。今後、これらを踏まえて、より効果的な制度運用に向けた課題解決が必要であると考えられた。

A. 目的

補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的給付において根幹を成す制度であり、身体障害者にとってそれは命綱と言えるほど重要なものである。しかしながら、厚生労働省の平成 24 年度障害者総合福祉推進事業によるテクノエイド協会の調査等において運用場面での課題が指摘されており、平成 26 年度の補装具評価検討会においても議論されている。現在、これらの課題に対応する制度の見直しが求められている。

数多くある補装具種目のうち、姿勢保持に関連するものとしては、車椅子、電動車椅子、座位保持装置に加えて、小児領域では座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具などがある。他の補装具に比較して種目の数が多く、製品として類似したものもあるため、過去の調査において

わかりにくさを指摘する声もあった。我々が平成 27 年度に実施した、市町村担当者を対象とした調査研究の結果では、これら姿勢保持関連補装具の支給において該当種目がわかりにくいと感じることが「大いにある」との回答が 18.4%、「時々ある」との回答が 52.5%であったのに対し、「ほとんどない」、「ない」との回答は合わせて 28.3%であった。また、難しさを感じる点として、地域差や小児への対応等が挙げられており、これらに関してさらに詳細な調査を行って、慎重に検討する必要があると考えられた。

そこで、本研究は、制度の見直しに必要となるより詳細な情報を得るため、姿勢保持関係補装具費支給に関わる専門職等を対象として、現場における補装具支給および運用場面の実態の把握と、問題点の整理とを行うことを目的とした。

B. 方法

B-1. インタビュー調査

実際に姿勢保持関連補装具の支給等に関わっている専門職らを対象に、研究者が施設を直接訪問して聞き取り調査を行った。調査においては、フリーで聞き取りを行った1施設を除いて、事前に質問項目を準備した半構造化面接の方式で行い、対象が多数の場合には個別に行わずにグループインタビュー形式とした。1施設あたりの調査時間は約1時間とし、対象者の承諾を得て会話の内容をICレコーダで記録し、分析を行った。

C. 結果

C-1. インタビュー調査の結果

姿勢保持関連補装具の支給に多く関わる首都圏4施設、および、地方5施設の計9施設において、現場でこれに関与する職員を対象としたインタビュー調査を行うことができた。対象者の職種と人数は、理学療法士5名、作業療法士2名、エンジニア4名、ソーシャルワーカー1名、リハビリテーション医師1名の計13名であった。インタビュー調査によって得られた回答内容の概要を、各課題について整理して以下に示した。

①当該施設における支給実務の流れや実務における疑問・課題等

支給実務の流れとしては、いずれの施設においても、専門職等による評価を経て、業者を交えた検討を行い、仮合わせの後に納品となっているようであった。評価、仮合わせなどにはリハビリ専門職が多く関わっていたが、エンジニアがいる施設では、積極的に協力して関わっていた。

以前に比べてインターネットによる情報公開が進み、また、研修会や講習会、口コミ等による情報共有も進んだ結果、利用者の側で多くの情報を持って相談に来るケースが増えている様子が伺えた。その結果、補装具の種別や製品、

その用途等に関してより具体的な議論が行えるようになった点は良いが、利用者の要望する補装具と専門職が必要と考えるものとの間に乖離があった場合、判断が難しくなる状況もあるようであった。

また、施設によって、整形外科の医師などが意見書を書く場合、歩行に関しては積極的で、基準外の歩行器等にも興味を持つが、車椅子・座位保持装置については消極的なケースもあるようであった。このような場合、必要なものが支給できていない可能性を指摘する声もあった。

②支給に際して、判断に迷うこと

姿勢保持に関わらず、多くの補装具はある程度の期間、継続して使ってみなければ適合状況の判断が難しい。しかしながら、メーカーから製品・部品を取り寄せる手間や時間、そして、ある程度の期間を借り受けなければならないことなどがあり、それが難しい現状を指摘する声が多く聞かれた。

これに関連して、特に座位保持装置の場合、利用者への適合が十分ではない製品等であっても、座るという意味では、それなりに座れてしまうことの問題を指摘する声があった。このような特性があるため、補装具としての必要性が十分に認識されづらく、判定等における適切な判断が難しくなっているようであった。

また、これらの補装具では長期的な予後を含めた適合が重要であるのに対し、前述のように長期的な試用と適合判断は難しい状況にあり、そのような状況下で判定を受けて支給される補装具において不適合が認められた場合、責任の所在が不明確に感じられる、との意見もあった。

③姿勢保持関連補装具の種目についてわかりにくいと感じること

市区町村の担当者を対象とした調査結果と比べ、座位保持装置と車椅子の違いがわかりにくいとする意見は少数であった。しかしながら、種目が多く類似したものもあり、特に利用者

とってイメージが湧きづらく、適用もわかりにくいのではないかと指摘があった。

④姿勢保持関連補装具種目に関して、いくつかをまとめて整理することの必要性

現場としては、現状の種目をまとめて整理することの必要性はそれほど高くないようであった。逆に、複数種目の支給を受けている場合、種目がまとめられることで、必要な補装具が支給されにくくなることを懸念する声が複数みとめられた。

また、座位保持装置部品等を使用した車椅子、車椅子フレームを用いた座位保持装置など、目的は異なるものの結果として類似した補装具が出来上がっているケースもあることから、現状の種目構造では、真に必要とされる補装具の支給実態が把握できていないのではないかと指摘する声もあった。

⑤児のみ対応の種目について

児のみ対応の種目があることについて、現場の職員からは、わかりにくいとの意見はみられなかった。それよりも、小児領域に特有の課題について、さらに手厚い対応を求める声が多くみられた。具体的には、乳児期のバギー等の移動補助具、幼児期の電動車椅子（移動具）の支給（レンタル含む）が挙げられた。

⑥基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項

追加を望む点としては、起立タイプの車椅子を加えて欲しいとの意見があった。前述の乳児期のバギー等の移動補助具、幼児期の電動車椅子（移動具）の支給（レンタル含む）もこれに該当するだろう。また、修理基準については、項目が少なすぎるとの指摘があり、生活の実情に合わせて見直していくべきとの意見があった。一方、種目にある補装具は、申請すれば必ず支給されるような印象を与えかねないため、単純に種目を増やしていくことには慎重な立場から

の意見もあった。

また、修理基準における価格設定について、その算定根拠が不明確に感じられることがあるとの指摘があった。特定メーカーの部品価格に依存しているように感じられ、他のメーカーの部品には合わず、その結果、最終的には価格合わせとなってしまいう可能性が指摘された。座位保持椅子についても、基準額が低すぎて、現状に見合っていないとの指摘があった。

その他、補装具が支給される前の、事前の準備、試用、適合判断、使用計画の立案に対するコストの負担を求める声が複数あった。これらをしっかり行うことで無駄な支給や故障等のトラブルを回避することができ、結果、社会的コストの低減に寄与できると考えられているが、現状、これらは施設や職員の努力に依存するところが大きく、十分とは言えないとのことであった。ある施設では、常勤の職員がメンテナンスにあたることによって修理件数が減ったが、施設にとってはメリット（利益）がないため、継続することは難しいとの話もあった。

⑦その他

その他、車椅子・座位保持装置に限ったことではないものも含むが、制度およびその運用について、いくつかの意見が得られた。

補装具の目的の周知が不十分であるとする意見があった。補装具の支給に際しては、単に「使いたい」という利用者の希望との明確な分別が必要であるが、一方、疾患や障害によっては、目的に関わらずほぼ無条件に支給されるケースもみかけられ、こちらについては十分に活用し切れていないこともあるとのことであった。

判定についても、座位保持装置のような長期的な予後を含めて判断が必要な補装具に関して、短時間の面談では把握し切れないのではないかと、との意見があった。更新の際に、それまでの経緯を軽視され、現状とは異なるものに変更されてしまい、生活様式を変えなければならなくなったケースがあったことなどが指摘された。

補装具のレンタル制度に関する不安も複数聞かれた。進行性疾患などでは、レンタルでは対応できない点を指摘する声もあった。

前述の試用や評価、メンテナンスにかかるコストに関して、真剣に取り組むほど施設側の負担が増す現状から、多くの人員を割けずに人材育成が停滞、結果、専門職である理学療法士、作業療法士ですら経験が不足しているとの指摘もあった。

労災や介護保険との兼ね合いに関する意見もあった。40歳を過ぎると、介護保険になってしまい、適切な補装具が支給されない可能性もあるとのことであった。

また、これも種目の構造とは関係がない点ではあったが、市町村による対応の違いを指摘する声もあった。

D. 考察

車椅子、座位保持装置などの姿勢保持関連補装具は、類似する部分もあって判断が難しいケースもあることが指摘されている。実際、昨年度に調査を行った市区町村担当者においては、その傾向が確認された。しかしながら、今回調査対象となった現場の専門職らにとっては、種目の構造自体はそれほど問題になっていない可能性が伺われた。それよりも、現行制度においてカバーされていない新たな補装具への要望や、さらには、現場が力を注いでいる試用による評価や使用方法の検討、メンテナンス、フォローアップといった、補装具の導入および運用面で必要となる費用を手当てすることの必要性に対する意見が多く認められた。

また、小児期から成人期に移行した際、補装具が作りにくくなる状況を、課題として指摘する声が多く認められた。これを「18歳の壁」、「高校3年生問題」と呼び、「卒業製作」とも呼称する移行前の補装具支給申請が多くみられるようであった。このような壁は当然、無い方がよく、必要性や身体状況、生活状況等に応じて適切な補装具が支給されることが望ましく、

将来的に検討が必要であると考えられた。

今回の調査で得られた結果は、対象は限られているが、姿勢保持関連補装具の支給や運用の現場に近い専門職らの声をある程度反映していると考えられ、今後の制度見直しに向けて検討すべき課題が含まれていると考えられる。いくつかの種目をまとめることについては、市区町村担当者の調査結果とは異なり、肯定的な意見はそれほど多くなかった。来年度に予定する見直し案の策定においては、制度を取り巻く全体の環境等を鑑みて、総合的に検討を進めていく必要がある。

最後に、今回の調査において、制度に直接関係しないものも含め、姿勢保持関連補装具の現場における課題等に関する多くの意見を得たが、そのすべてを本報告に含めることはできなかった。これらの点については、今後、別な形式での報告、あるいは次の調査研究の素材とできるよう、検討を進めていく。

E. 結論

昨年度に実施した調査等の結果を踏まえて、姿勢保持関連補装具の支給に関わる現場に従事する専門職等へのインタビュー調査を実施した。その結果、昨年度に実施した市区町村担当者に比べ、専門職では種目構造のわかりにくさに対する指摘は少なかった。小児、特に未就学児の領域では、利用者の成長発達を促すため、さらに多くの補装具が必要であるとの意見があった。その他、種目とは異なるが、最も多く聞かれた意見としては、種目そのものよりも、むしろ、現場が力を注いでいる試用による評価や使用方法の検討、メンテナンス、フォローアップといった導入・運用面にかかる費用の手当ての必要性に関するものが多く認められた。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

白銀暁：補装具費支給制度における姿勢保持
関連補装具の種目構造上の課題 -市区町村担当
者を対象としたアンケート調査から-。第32回
日本義肢装具学会学術大会，2016年10月

G. 知的財産権に出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし